

森の担い手育成のための木の誕生祝品製作業務  
プロポーザル実施要領

令和8年2月

中 津 川 市

# 森の担い手育成のための木の誕生祝品製作業務 公募型プロポーザル実施要領

## ■留意事項

本プロポーザルは、令和8年度予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、中津川市議会において、予算が減額又は否決となった場合は、契約を締結しないものとする。

これに伴い、本プロポーザル参加者・契約候補者において損害が生じた場合においても、中津川市ではその損害について一切負担しない。

## I 趣旨

中津川市は古くから続くヒノキの産地であり、林業従事者の将来的な世代交代を見据え、地域の林業に関わる担い手育成に取り組むため「森の担い手育成構想」を策定し、子どもたちの成長段階に合わせた地域産材を活用した品を配布している。

本要領は「森の担い手育成のための木の誕生祝品」の製作業務(以下「業務」という。)を行うため、高い技術力を持つ製作者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、実施方法等必要な事項を定める。

## II 業務概要

- (1)業務名称 森の担い手育成のための木の誕生祝品製作業務
- (2)業務目的 中津川市内産ヒノキを使用した「木の誕生祝品(ひのきのコタロー)」の製作を行う。
- (3)業務内容 ・「木の誕生祝品(ひのきのコタロー)」製作  
・贈答用パッケージ(環境負荷の少ないもの)の企画
- (4)業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで(予定)
- (5)納品時期 令和9年3月19日まで
- (6)見積上限額  
3,300円/個(消費税及び地方消費税相当分額を含む)  
年間製作予定個数 450個  
上記金額には、製作・梱包に関する費用及び製品に子供PSCマークを付与するために必要な損害賠償責任保険契約の保険料を含む。
- (7)募集方法 公募方式
- (8)評価 製作候補者を選定するために設置する選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、参加者を採点評価し、その評価点を基に製作候補者の選定を市が行う。
- (9)性格 本製作業務プロポーザルは、示した仕様の品において、参加者の技術力(品質及び実現性など)を総合的に評価し、製作候補者を選定するものである。提出される試作品及び業務計画は参加者の技術力(品質及び実現性など)を評価するためのものである。

### Ⅲ 参加資格

本件公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加できる者は、次の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 中津川市に事業所を有し、中津川市内で製作すること。
- (2) 契約締結日に、中津川市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 中津川市から入札参加資格指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないものであること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)ではないこと。
- (6) 中津川市税を滞納していない者であること。
- (7) 消費生活用製品安全法が規定する「子供 PSC マーク」を付した製品を製作できる者であること。

### Ⅳ 基本事項

提案にかかる基本事項は以下のとおりである。

- (1) 事前説明会は行わないが、公募期間内であれば市が製作した試作品を閲覧することができる。
- (2) 本提案にかかる経費は、提案者負担とする。
- (3) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (4) 提案書等提出期限後の書類の追加・修正・差替えはできない。
- (5) 提案参加申請に関する質問は指定日まで電子メールのみで受け付ける。回答は質問者を伏せた形で令和 8 年 3 月 3 日(火)までに中津川市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。
- (6) 本審査は、書類審査及びヒアリング審査により行う。
- (7) 資格審査及び本審査の結果は、提案参加申請書に記載されたメールアドレスへ個別に通知する。
- (8) 提出された書類及び試作品は返還しない。
- (9) 提出された書類は、当該審査以外の目的で使用しない。
- (10) 提案者は、業務の遂行上知り得た内容を他人に漏らしてはならない。
- (11) 提案者が 1 者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たさなければならない。

## V スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施公募	令和 8 年 2 月 18 日(水)
提案参加申請に関する質疑受付	2 月 27 日(金)午後 5 時まで
質疑回答(市ホームページ掲載)	3 月 3 日(火)
提案参加申請書等の提出期間	3 月 6 日(金)午後 5 時まで
試作品提案等の質疑受付	3 月 9 日(月)午後 5 時まで
質疑回答(市ホームページ掲載)	3 月 12 日(木)
試作品提案等の提出期間	3 月 19 日(木)午後 5 時まで
評価(書類審査・ヒアリング審査)	3 月 23 日(月)～3 月 26 日(木)の間で予定。確定次第公表します。
結果発表(公表・通知)	3 月 30 日(月)予定

## VI 提出書類等

1. 提出書類は次のとおりとする。各様式に従い期限内に必要な書類を業務の事務局に提出すること。

### (1) 質疑の提出

提出期限 令和 8 年 2 月 27 日(金)午後 5 時(必着)※土日・祝日を除く  
 提出書類 質問書【様式 1】  
 提出方法 電子メールによること。  
 回 答 質問者を伏せた形で令和 8 年 3 月 3 日(火)までに中津川市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。

### (2) 提案参加申請書等の提出

提出期限 令和 8 年 3 月 6 日(金)午後 5 時(必着)※土日・祝日を除く  
 提出書類 ・提案参加申請書【様式 2】  
 ・参加資格要件確認書【様式 3】  
 ・完納証明書(直近 3 ヶ月以内に取得した中津川市税に滞納がないことを証明するもの)  
 提出方法 持参、電子申請又は郵送での提出とする。  
 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

### (3) 辞退

提出期限 令和 8 年 3 月 19 日(木)午後 5 時(必着)※土日・祝日を除く  
 提出書類 辞退届【様式 4】  
 提出方法 持参、電子申請又は郵送での提出とする。  
 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

#### (4) 試作品等の提出

- 提出期限 令和 8 年 3 月 19 日(木)午後 5 時(必着)※土日・祝日を除く
- 提出物等
- ・試作品 1 個(贈答用パッケージ含む)
  - ・見積書【様式任意】  
※見積書は単価及び製作予定個数 450 個の総額の双方が分かるように記載し、代表者印を押印後、封筒(長形 3 号)に封入し代表者印にて封印のうえ、1 通提出すること。
  - ・事業者から本市に対して求める条件等【任意】
- 提出方法 持参にて提出。
- 参考資料 事業所の概要が分かるパンフレット等(必要に応じて添付可)

## 2. 資格審査

提出された提案参加申請書に基づき資格審査を実施し、各提案参加申請書提出者に審査結果をメールにより通知する。この場合において、認められなかった者については、その理由も併せて通知する。

## 3 その他

- (1) 業務の製作候補者に選定された者が、業務の履行が可能か否かを調査の上、委託契約を行うものとする。
- (2) 提案参加申請書の提出期限までに提出者がなかった場合は、再度公募を実施するものとする。

## Ⅶ プレゼンテーション

提案参加者は、選定委員に対する提案説明(15 分程度)及び選定委員からの質疑応答(10 分程度)のためのプレゼンテーションを行う。

- ① 実施予定日 令和 8 年 3 月 23 日(月)から令和 8 年 3 月 26 日(木)までの開催を予定
- ② 会 場 中津川市役所内
- ③ 提出資料 業務計画の説明資料を配布する場合は、10部用意すること。
- ④ そ の 他

- ・説明に必要な機材は、提案者で準備すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは本市で用意することが可能。
- ・必要に応じて業務計画等に関する内容について、プレゼンテーションまでの間に事務局(P.7 の X)から電話等により説明等を求めることがある。
- ・プレゼンテーションの順番は試作品等提出の受付順とする。
- ・日時や実施場所等の詳細については、後日通知する。
- ・出席者は 5 名以内。

## Ⅷ 無効又は失格

本プロポーザルの提案者又は、提出された提案(試作品・業務計画)が次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効または失格とすることがある。

- ① 提案(試作品・業務計画)の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 提案(試作品・業務計画)の提出期限後に提案等の訂正を行った者。
- ③ プレゼンテーションを無断で欠席した者。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 見積上限額を超えるもの。
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたもの。

## Ⅸ 審査方法等

### 1 選定委員会の組織

- (1) 製作候補者等の選定に係る評価は、市において組織された選定委員会により実施する。
- (2) 選定委員会は、非公開で行う。
- (3) 選定委員会の構成員は、評価結果の発表時に公表する。

### 2 評価及び選定方法

- (1) 評価は下記3による。
- (2) 市は、選定委員会の評価の評価点を基に、製作候補者等を選定する。
- (3) 最高点の者が複数ある場合は、見積書の安価な者を製作候補者として決するものとする。なお、製作候補者の生産能力によって複数者を選定する場合がある。また、製作候補者の最高点及び見積書が同額である者が複数者ある場合は、くじ引きにより決する。
- (4) 参加者が1者のみの場合は、評価結果が一定の基準を満たしているか判断する。評価結果が一定の基準を満たしていると判断した場合は、当該参加者を製作候補者とし、満たしていないと判断した場合には、再度公募を実施する。

### 3 評価の内容

#### (1) 書類審査

見積書の見積額について評価する。

#### (2) ヒアリング審査

試作品提案(業務計画、試作品)について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価する。

- (3) 総合的な評価得点は、書類審査の評価得点とヒアリング審査の評価得点の合計得点で評価する。

評価基準表

審査項目		審査の視点	配点 方法
見積書		見積額が提案上限に収まっているか	10
業務計画	方針	本業務への取組み姿勢、市産材活用の考え方	45
	製作体制	試作品と同等品を量産できる体制があるか	
	品質管理	生産時における不良品の判定基準と対応	
	手順	製作工程の明確性、納期管理の確実性	
試作品の 品質	再現性・正確性	寸法・形状精度(反り・歪み等)、仕様書の充足	30
	仕上げ品質	表面の滑らかさ、塗装・オイル仕上げの均一性、 角の処理、木目の美しさ	
	生産体制	量産時の再現性、 提案説明時の生産体制との整合性	
	梱包デザイン性	贈答品としての見栄え、開封のしやすさ、 環境配慮	
提案全般 に対する 評価	理解度	事業趣旨の理解、要求仕様の把握	15
	専門技術力	木工技術の専門性、安全基準への理解	
	コミュニケーション 力	説明の分かりやすさ、質疑応答の適切性	
		計	100

#### 4. 評価結果の発表

- (1) 評価の結果については、参加者全員に通知する。
- (2) 評価終了後、結果発表で以下の項目を中津川市ホームページ上で公表する。
  - ア 製作候補者の名称、評価点、業務計画及び試作品提案
  - イ 全参加者の名称(申込み順)
  - ウ 全参加者の評価点(得点順)
  - エ 製作候補者の選定理由
  - オ 選定委員会の構成員の氏名
  - カ その他必要と認める事項
- (3) 通知を受けた日から起算して7日(市の機関の休日を除く。)以内に任意の書面により説明を求めることができる。なお、回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(市の機関の休日を除く。)に書面により行う。ただし、電話、電子メール等による結果の問い合わせには応じない。

X 事務局

中津川市農林部林政課 担当:田口

住 所 : 〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

電 話 : 0573-66-1111(内線4054)

F A X : 0573-66-1835

E-mail : ringyou@city.nakatsugawa.lg.jp